

(別紙2)

世界法学会 2021 年度研究大会・年次テーマについて

2020 年 9 月 30 日

※本文書は、世界法学会企画委員会の議論を踏まえて、企画主任（小畑郁）の責任でまとめたものです。

1. 年次テーマ

「部分秩序をめぐる攻防と人類的課題」

2. 趣旨

現在、大国が率先して自国中心主義的行動をとり、世界秩序のさまざま分野での危機状況が露呈している。他方で、すべて単独主義(unilateralism)の行動様式をとっているかといえば、そうではなく、むしろ他国と歴史的・地理的繋がりに基づく行動をとり、なかにはなんらかの部分秩序を形成しようとする動きもある。このような部分秩序への志向には、自国中心主義のモーメントと、危機に陥っている普遍主義をさしあたり代替しようとするモーメントが混在している。むしろ、正反対の方向に引き裂くようなこれらのモーメントを結合する場として、部分秩序が志向されているともいえる。

他方で、これまで普遍的な世界秩序をリードしてきた米国では、政権の自国中心的言動が目立つが、構造的には、このような部分秩序運動に対抗していかなければならないというロジックが働いていると考えられる。

世界秩序が危機的様相を呈していることを一方で認識しながらも、他方で、その再構築・再生を考えるこの三年間の中期企画コンセプトの下で、こうした部分秩序への志向性を取り上げるとすれば、こうした志向性のなかで、人類的課題がどのように取り扱われ、取り扱われていないのか、という視角から、接近することが考えられる。実際、部分秩序（運動）においては、普遍主義に代替するモーメントや歴史的・地理的繋がりに基づく国を超えた連帯意識にも支えられていることから、こうした秩序においても人類的課題への言及が頻出する。世界の経済秩序のあり方や人道に対する罪に対する取り扱いについては、個々の部分秩序（運動）が、それぞれ議論をしているところであり、きわめて自国中心主義的な要素が強いと考えられる中国の「一帯一路」構想においても、「人類命運共同体」といった概念が頻出している。

世界秩序におけるかつての危機においては、自国中心主義とともに部分秩序運動が破局への引き金を引く状況もみられた。今日の動向は、それとどれほど重なりあうものであろうか。もし希望があるとすれば、第 2 次世界大戦時よりもはるかに、全人類の連帯を必要とする状況が顕著であり、また、そうした連帯を求める運動の基盤も広がっているということであろう。

以上のような観点から、主として法的な接近方法を用いて、歴史的・地理的繋がりに基づく部分秩序を、人類的課題という観点から分析・評価することを試みたい。

(以上)